

融資・支援先となる難民起業家の募集開始

日本初の難民向けマイクロファイナンス機関である公益社団法人難民起業サポートファンド(東京都新宿区 代表理事 石井宏明)は、この度、融資・支援先となる起業・事業拡大を考えている難民起業家の募集を開始いたしましたので下記の通りお知らせいたします。

1. 難民起業サポートファンドの概要と目指す成果

日本での大変な生活を乗り越え、自ら道を切り開いてきた難民の中には、あきらめず困難を何とか打開しようとするアイデアと意欲をもった人が数多くいます。難民起業サポートファンドは、難民起業家に対して経営支援と共に事業のための融資を組み合わせ事業の継続的な成功と、それを通じて難民に対する認識が「負担」から「人財」へ転換し、日本社会に活力をもたらす事を目指しています。2012年3月に公益社団法人として認定された難民起業サポートファンドは、これまで融資の実施に向けて準備してまいりましたが、準備が整ったことにより今回の募集開始となりました。私たちは、1件あたり最大約100万円の融資を行い、併せて経営支援を行うことで、難民起業家が日本でチャレンジをしやすい環境を作ります。

2. 募集期間

2012年6月5日(火)～2012年6月18日(月):必着

その後、面接、現場訪問などにより支援先候補を選定します。なお、融資先としての決定は、個々の候補ごとに検討します。

なお、募集の詳細については、添付資料「募集案内」をご参照下さい。

3. 融資概要

詳細: ※詳細は添付資料「募集案内」もしくは <http://espre.org/apply/> をご参照下さい。

対象: 日本在住の難民で、事業へのコミットメントが強い起業家

件数: 今回2～3事業を支援先として選定する予定です。

4. プレスリリースに関するお問合せ先

公益社団法人難民起業サポートファンド 担当: 吉山・可部

TEL: 03 - 5379 - 6001 FAX: 03 - 5379 - 6002 E-mail: info@espre.org

団体概要

公益社団法人難民起業サポートファンドは、難民の起業家に対して融資と経営支援を行う非営利組織です。難民に対するマイクロファイナンスを行う、日本で最初の法人として、2012年3月1日に設立されました。難民起業家への融資及び経営支援サービス提供を軸に、難民の経済的自立の支援を通じて、難民のベンチャースピリッツがひいては日本社会に活力をもたらしていることを目指している。なお、当団体は、日本国内で難民に対する総合的な支援サービスを提供している認定NPO 難民支援協会(東京都新宿区 代表理事 中村義幸)の難民コミュニティへの支援から発案設立されました。

以上

[募集案内]

日本で起業を志す/起業している難民＝難民起業家＝の方へ

第1回融資・支援申込み受付開始のご案内

難民起業サポートファンドは、日本に暮らす難民のチャレンジを応援します。

難民起業サポートファンド（ESPRE）では、2012年6月5日（火）より、第1回の融資・支援先の募集を開始しました。

ESPREは、日本で事業を立ち上げようとしている、またはすでに経営している難民＝難民起業家＝に対して、事業面のサポートを提供する非営利法人です。日本初の難民起業家向けのマイクロファイナンス機関であり、日本で難民向けに総合的な支援を提供している、認定NPO法人難民支援協会（JAR）とのパートナーシップにより設立されました。

私たちは、難民起業家が直面する、金融へのアクセスの難しさや日本市場の情報へのギャップ等に対して、融資を含む経営支援を提供します。私たちを活用して事業を育て、融資返済の実績を積むことで、最終的にはより大きな資金を一般の金融機関から得られる基盤となる可能性があります。

応募を希望される方は、以下の要件をご確認の上、ご応募下さい。なお、第1回融資は2～3件の事業を対象とする予定です。応募が多数の場合には選考を行いますので、あらかじめご了承下さい。（締め切り：2012年6月18日（月）必着）

[提供サービス]

少額の融資と、経営支援を組み合わせ提供し、各事業のチャレンジを応援します。

1. 融資

（以下は一般的条件です。個別の条件は、事業・申請者の状況に基づいた審査・ご相談により判断します。）

- 最大100万円
- 金利：最大7.5%（単利）
- 返済方法・期間：毎月返済、最大5年間
- 保証・担保：不要

(ただし、保証もしくは担保が設定される場合、金利優遇を行います。)

2. 経営支援

- 日本で事業を成功させるために、経営面でのサポートを、経営者と相談しながら行います。
- なお、融資可否の判断前に、経営支援を開始する可能性があります。

[応募条件]

1. 申請者が個人事業主、もしくは法人の実質的経営者*であり、以下の条件に合致すること

- 難民であること。
(難民認定を受けている、または難民申請をしており、難民としての根拠を有すること)
※ 難民性を確認するためにヒアリングをさせて頂く可能性があります。
- 就労資格を有すること。
- 法人形態は問いません。

* 在留資格の関連で経営者としての登記ができない場合にも融資できる場合がありますので、ご相談ください。

2. 事業内容が明確になっていること。もしくはすでに事業を運営していること。

- 新規起業、創業後3年以内、もしくは新規事業立ち上げを基本とします。
- 事業の種類は問いません。

3. 資金使途が事業目的であること。

- 設備投資、運転資金など。また開業費用も対象となります。
- 生活資金は対象となりません。

4. ただし、以下の方は応募できません。

- 「反社会的勢力」(暴力団等)に属している者
 - 粉飾決算を含む、虚偽の書類提出や申告を、当社団もしくは他の金融機関に行ったことがある者
 - その他、当社団が不適格と判断した者
-

[応募方法]

申込書（下記）にご記入の上、下記まで送付下さい。ただし、申込書への記入は、すぐに記入可能な範囲で結構です。詳細については、面談を行いながら記入する事も可能です。

- ※ 申込書：難民起業サポートファンドウェブサイト (<http://espre.org/apply/>) からダウンロードのうえ、日本語もしくは英語にて必要事項をご記入の上、郵送、Fax、もしくは電子メールにて事務局までお申し込み下さい。
- ※ 日英での読み書きが困難など、申込書に記入できない事情がある場合には、お申し出下さい。
- ※ お申し込み後、追加資料の提供をお願いする可能性があります。
- ※ 申込書に記載いただいた情報や、その後の面談、訪問などで得た情報については厳重に管理し、申込者の同意がない限りは第三者に開示しません。

[融資・支援先決定までのプロセス]

お申し込み後、事業内容・状況进行评估し、相互の信頼関係を醸成した上で、融資・支援可否および内容を判断させていただきます。ESPRESSOは、選定プロセスにおいて、平等な取扱い、非差別、秘密保護、および透明性などの重要な原則を尊重します。

<申込書受領後の大まかな流れ>

1. 面談。事業現場への訪問をさせて頂く場合もあります。
2. 一次選考→選考後、当社スタッフは事業計画の確認・検討をサポート。同時に資金計画策定を支援し、融資申請内容を確定します。
 - 審査の一環として、通常は数週間～数ヶ月の経営支援期間を設定します。
3. 融資申請書を作成し、2次選考に提出。当社内部の委員会にて融資可否・金額・条件を判断します。

- ※ 申込書審査や面談後の段階でお断りする場合があります。
- ※ 応募プロセスでご提出いただいた資料は、原則として返却しません。

[今後のスケジュール]

- ・ 申し込み期間：2012年6月5日（火）～6月18日（月）（必着）
- ・ 面談：申し込み後適宜（当社から指定してお伝えします。）

- ・ その後の訪問、一次選考などはお申し込み者個別の設定となります。

【お問い合わせ・お申し込み先】

〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-7-10 第三鹿倉ビル 6階
公益社団法人難民起業サポートファンド （担当：吉山、可部）
Tel: 03-5379-6001
もしくは info@espre.org

以上